

入札説明書

1 入札に付する事項

(1) 件名

島根県立青少年の家宿泊研修用寝具類賃貸借

(2) 調達する物品の仕様等

仕様書のとおり

(3) 契約方法

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする

なお、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

(4) 賃貸借期間

令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日から令和 12 年(2030 年) 11 月 30 日まで

(5) 納入期間

令和 8 年 3 月 23 日から 3 月 27 日

(6) 納入場所

島根県立青少年の家(島根県出雲市小境町 1991-2)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む)でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和 45 年島根県告示第 4 号)第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14(借入品)」、中分類「(8)(寝具)」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成 23 年島根県告示第 454 号)に基づき入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 島根県内に本店を有すること。

3 入札参加資格確認申請

(1) 入札に参加を希望する者は、令和 7 年 12 月 25 日(木)午後 4 時までに、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び所定の提出書類を書面により提出してください。

ア 提出期限: 令和 7 年 12 月 25 日(木)午後 4 時

イ 提出場所: 〒690-8502

松江市殿町 1 番地 島根県分庁舎 2 階

島根県教育庁社会教育課

ウ 提出方法: 持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着)

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行ってください。

- (3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、令和8年1月5日（月）14時までに電子メールにより各申請者へ通知します。
- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

4 入札手続

(1) 入札書

指定した入札書を封筒に密封した上で提出してください。なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出してください。

(2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(3) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時 令和8年1月6日（火）午前10時

イ 場所 島根県松江市内中原町52 島根県職員会館 特別教養室

ウ 開札 即時開札

(4) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、くじにより落札者を決定します。

ウ 落札者の決定通知は、開札場所において行います。

(5) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がない場合は、開札日において、直ちに再度入札を行います。

入札者のうち、再度入札に参加しない場合は、開札場所を退場してください。

イ 再度入札は、2回まで行います。

ウ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとします。ただし、その場合でも予定価格は変更しません。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とします。また次の事項に該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

ア 入札書の入札金額が勘定訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

(7) 郵便による入札

認めません。

(8) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがあります。

(9) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあっては入札辞退

届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください。

(10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁社会教育課に報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

(11) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、受注者に対し、契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とします。

(12) 注意事項

納品に至るまでの全ての責任は、落札者の負担とします。

5 入札保証金

(1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。

(3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア 納付場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎1階 出納局審査指導課

イ 納付時期 令和8年1月6日(火)午前9時30分から10時00分まで

(4) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、上記(3)アの場所において還付します。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

(5) 入札保証金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属します。

(6) 入札保証金は、次のいずれかの方法で免除を受けることができます。

ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、これらの案件の契約書の写しを提出する。

ウ 入札保証金の免除に関する誓約書を提出する。

6 契約保証金

(1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は免除します。

(2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用します。

(3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア 納付場所 上記5(3)アの場所

イ 納付時期 落札の日から14日以内

(4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。

7 契約

(1) 契約書作成の要否

要します。

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(3) 契約条項

賃貸借契約書（案）のとおりとします。

(4) 前金払い

ありません。

8 質 疑

(1) 質疑事項がある場合は、入札質疑書により提出してください。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおりです。

ア 提出期限 令和7年12月19日（金）午後5時まで

イ 提出場所 〒690-8502

松江市殿町1番地 島根県分庁舎2階

島根県教育庁社会教育課

電子メール shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp

FAX 0852-22-6218

ウ 提出方法 郵送、電子メール、FAXによって提出してください。

（ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があることを承知のこと。）

(3) 提出のあつた質疑については、令和7年12月24日（水）に、メールにより回答を行います。

9 添付書類

(1) 仕様書

(2) 賃貸借契約書（案）

(3) 入札参加資格確認申請書

(4) 入札保証金の免除に関する誓約書

(5) 入札質疑書

(6) 委任状

(7) 入札辞退届

(8) 入札書

(9) 契約保証金の免除に関する誓約書

10 その他

(1) 地方自治法、同施行令及び島根県会計規則の定めるところにより執行します。

(2) この入札に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

島根県松江市1番地 島根県分庁舎2階

島根県教育庁社会教育課 生涯学習振興係 担当 高尾

電子メール：shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp

電話：0852-22-6875 ファクシミリ：0852-22-6218